

vol.157

2021.6

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【石巻南浜津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設 みやぎ東日本大震災津波伝承館】

CONTENTS

完成施設紹介【石巻南浜津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設 みやぎ東日本大震災津波伝承館】	2～3
令和3年度 東北地方整備局営繕部 業務概要	4
保全ニュースとうほく	
・令和3年度 保全実態調査及び官庁建物実態調査について ～ 国の施設を管理されている皆様へ ～	5
・令和3年度 「東北地区官庁施設保全連絡会議」について	6
・施設保全状況診断書について ～ 官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を有効に活用いただくために ～	7～8
・梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について ～ 令和3年5月20日から「避難指示」で必ず避難 「避難勧告」は廃止です ～	9～10
公共建築相談窓口について ～ お気軽にお問い合わせください ～	11

完成施設紹介

【石巻南浜津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設
みやぎ東日本大震災津波伝承館】

東北国営公園事務所

【事業紹介】

石巻市南浜地区は、かつて多くの方々が生活する住宅街でしたが、東日本大震災の大津波と火災の延焼によって500名もの方々が犠牲となった地域です。

この地区は、のちに災害危険区域に指定され、街の跡地は、震災復興のシンボルとなる「津波復興祈念公園」として復興事業に位置付けられ、整備が進められました。

みやぎ東日本大震災津波伝承館（以下、「伝承館」という。）は、追悼の場として、また、失われた街の記憶を後世に残す公園の中核的施設として計画されました。

この施設には、東日本大震災の津波による甚大な被害の実態を様々な展示・映像等により後世に伝え、いざという時に備えた避難準備、行動がとれるように準備し、被害軽減を目指します。



(写真) 石巻南浜津波復興祈念公園（南側からの全景）

【配置計画】

配置計画は、「追悼の広場」を包み込むように配されるふたつの造成マウンドによって、場に求心力を生み出すことを狙っています。

そして、「追悼の広場」に隣接して整備する伝承館は、周辺に点在する震災遺構に全方位で対面するために、意図的に正面性を持たない円形平面の建物として計画しました。



(写真) 伝承館の周囲（南側から）

【設計コンセプト】

施設は、屋内直径約 40mの円形の建物です。外壁は、全方位を見渡せるよう透明なガラス張りとしており、屋内から外側への視線の先には、北東に「日和山（ひよりやま）の鳥居」、南側に「善海田（ぜんかいだ）池」、南西に「祈りの広場」、西側に「日本製紙工場の複数の煙突の煙」、北側に「旧門脇（かどのわき）小学校」、などを捉えることができます。

建物の一番高い北側の屋根の高さは 6.9mで、この地を襲った津波の高さを体感できるように設定されています。また、地震発生時の3月11日午後2時46分には、円形の屋根の影が床面に記されたラインに重なり、当時の記憶を残します。（下記写真参照）

円形の屋根が傾斜しており、日和山からも公園の「祈りの場」を望むことができます。また、屋根は林立する 122本のランダムな細い柱で支えられ、将来形成される周辺の樹林が、建物の内部にも連続した空間となるようデザインされています。



(写真) 床のラインと屋根の影



(写真) 展示スペース内観



(写真) 伝承館 東側外観



(写真) 伝承館外部の円環テラス

最後に、この施設は、東日本大震災の大きな被害の記憶と得がたい教訓と地域の記憶を確実に次世代へ継承していく場として活用され、末永く利用される事を期待して「石巻南浜津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設 みやぎ東日本大震災津波伝承館」の紹介を締めくくります。

【工事概要】

■施設名称：石巻南浜津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設 みやぎ東日本大震災津波伝承館

■場所：宮城県石巻市南浜町二丁目 1-56 他全 539 筆

■建築面積：1,519.76㎡ ■延べ面積：1,254.01㎡ ■構造規模：鉄骨造地上1階

■設計・監理：東北地方整備局 東北国営公園事務所
石巻南浜国営追悼・祈念施設（仮称）管理棟新築設計業務
山下設計・ドーコン・栗生総合計画事務所 設計共同体

■施工：(株)熊谷組 東北支店（建築）、太平電気(株)（電気設備）、
第一設備工業(株)（機械設備）

■工事期間：平成30年11月10日～令和2年3月25日

■主要外装：壁 アルミカーテンウォール、屋根 ガルバリウム鋼板

【お知らせ】

みやぎ東日本大震災津波伝承館は、令和3年6月6日に開館しました。

令和3年度 東北地方整備局営繕部 業務概要

東北地方整備局営繕部では、地域社会への寄与、環境への配慮、災害に対する安全の確保、利用者の利便性の向上、長期的耐用性の確保など、国土交通省の施策に沿って業務を行っています。

更に東北地方における営繕行政の連携を図り、各地方公共団体等との会議、研修会、各種講習・講演会等を実施し、「公共工事の発注者の役割」「営繕工事における働き方改革」等の取り組みに努めます。

令和3年度事業費

令和3年度の事業費総額は約44億円となっており、そのうち国土交通省所管予算としての「官庁営繕費、特定国有財産整備費」が66%、各省庁から委任を受けて実施する「支出委任」が34%の割合になっています。

主要営繕工事

■官庁営繕費による工事

鶴岡第2地方合同庁舎及び福島第2地方合同庁舎整備事業を継続します。
また、仙台第3地方合同庁舎の空調改修事業に新規着手します。



鶴岡第2地方合同庁舎 外観イメージ



福島第2地方合同庁舎 外観イメージ

■支出委任、受託による工事

秋田県警察学校・機動隊道場の新築工事や関東森林管理局会津森林管理署南会津支署の建替工事を引き続き進めるほか、木造による湯野上・田島合同森林事務所の新築工事に着手します。

令和3年度 営繕関係事業数

	新規・継続の別	事業数	備考
官庁営繕	新規事業	10件	令和3年度 官庁営繕費等事業 15件 支出委任等事業 14件 合計 29件
	継続事業	19件	
	合計	29件	
保全指導 ・監督室	新規事業	4件	
	継続事業	11件	
	合計	15件	
盛岡営繕 事務所	新規事業	6件	
	継続事業	8件	
	合計	14件	

令和3年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」 について

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、施設保全責任者等への技術的な支援や保全に関する適切な情報提供等を目的として「東北地区官庁施設保全連絡会議」を毎年開催しています。

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関の施設管理等を担当される方を主たる対象としておりますが、施設保全に関する最新の制度や技術に関する情報提供等も行うため、地方公共団体、独立行政法人の施設管理者の方々にも参加を呼びかけています。

会議テーマに「国家機関の建築物等の保全の現況（東北版）」や「国家機関の建築物等の定期点検制度」、「保全実地指導及び保全指導結果事例」などを設定し、皆様へ説明しております。また、日頃の保全業務に対するお悩みや不安なことなど、ご希望に応じまして保全に関する各種相談を受け付けております。

令和3年度は、昨年度から継続している新型コロナウイルス感染症の拡大防止をはかるため、例年のように会場へ集合いただく会議形式で行わないこととなりました。

会議で説明していた内容につきましては、会議資料と同様の説明資料を送付し、施設管理等を担当される施設保全責任者等の皆様にご参照いただけるよう情報提供してまいります。掲載資料へのご意見やご質問などは、下記の「東北地区官庁施設保全連絡会議の説明資料にかかる問合せ先」までご連絡ください。

なお、東北地方整備局営繕部ホームページ内『保全のページ』には、建築物や保全に関する用語の説明など基本的な事項についても掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

●東北地方整備局営繕部ホームページ『保全のページ』URL

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/hozen.html>

→東北地区官庁施設保全連絡会議のページ

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/kaigi/kaigi.html>

■東北地区官庁施設保全連絡会議の説明資料にかかる問合せ先

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：保全指導係

TEL 022-225-2171（内線 5536） FAX 022-268-7833

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談に幅広く対応するため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐

TEL 022-225-2171（内線 5513） FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所

担当者：保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115

施設保全状況診断書について

～官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）を有効に活用いただくために～

官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）には、施設の維持管理をサポートするための機能の他、保全実態調査の結果から施設の診断や様々な分析を行うための「保全実態調査結果診断・分析」機能があり、本機能を利用し「施設保全状況診断書」を作成することができます。

「施設保全状況診断書」は、保全実態調査で入力した過去3年分の評点、エネルギー使用状況、コスト管理のデータを数値化し、表やグラフにして、分析結果を可視化することで、わかりやすく把握できるツールとなっています。

本ツールは、以下のように活用いただけます。

1. エネルギーチェック機能としての活用

各月ごとのエネルギー使用状況や過去3年分のエネルギー使用状況も同時に確認できるほか、複数の施設を管理している場合は、他の施設の診断書を出力して比較することにより、エネルギー消費量の傾向を把握することが可能です。

施設の運用状態の確認や改善策を検討するためのツールとして活用できます。

2. 保全実態調査における各種入力データの妥当性の確認

保全実態調査で入力された各種データについて、誤入力や、異常値がないかなどを確認することにより、大きな入力間違いがないか、入力内容のセルフチェックを行うことができます。

例として、前年度までと比較して水使用量が著しく増えている場合に、給水管に漏水が生じていないかなどの、異常の有無の確認に役立つことなどが考えられます。

3. BIMMS-N から「施設保全状況診断書」を作成する方法

①「保全実態調査結果診断・分析」をクリック

■ 保全実態調査結果診断・分析 >> 保全実態調査結果診断・分析

・条件設定

調査年度: 2020

施設名称: 〇〇〇〇合同庁舎

所在地:

管理官署 (省庁名):

実地指導担当官轄事務所等:

状態: 未報告 報告済 確定済

用途区分コード: 0. 合同庁舎 1. 複数の機関が使用する庁舎 2. 一般庁舎 3. 借舎 4. 庁舎・借舎以外

施設一覧

調査年度	施設識別コード	施設名称	所在地	管理官署 (省庁名)	実地指導担当官轄事務所等	状態	用途区分	診断書ダウンロード
2020	00000000	〇〇〇〇合同庁舎	〇〇県〇〇市〇〇区 1-1-1	〇〇省〇〇局〇〇課	〇〇官轄事務所	確定済		ダウンロード

②施設を検索する条件を設定

③「検索」を選択して「実行」をクリック

④診断書を作成したい施設の「ダウンロード」をクリック

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

～令和3年5月20日から「避難指示」で必ず避難 「避難勧告」は廃止です～

全国で記録的な大雨、大型台風等さまざまな災害が立て続けに発生し、大きな被害をもたらしています。令和2年7月豪雨で、熊本県の球磨川流域等で未曾有の災害が発生したのは記憶に新しいところです。

また、宮城・福島両県の阿武隈川流域等、同時多発的に広範囲に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風19号）等では「避難勧告」「避難指示」の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという問題も発生しました。

そこで今回は、これからの大雨シーズンに備えて「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）」が令和3年5月20日に施行されたのに伴い改定された「避難情報に関するガイドライン」の主な改定点と、施設管理における大雨に留意すべきことについて紹介します。

■避難情報に関するガイドラインの改定について

広範囲に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風（台風19号）等による災害の経験を踏まえ、政府は「避難情報に関するガイドライン」を改定し、5月20日に施行しました。

従来の警戒レベルをより分かりやすくしたのが最大の改定点です。

警戒レベルとは、「災害発生の危険度と、取るべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報」とされています。

警戒レベルは5段階あります。

改定前の警戒レベル3は「避難準備・高齢者等避難開始」、警戒レベル4は「避難勧告・避難指示（緊急）」となっていて、それぞれ2段階あり、分かりにくく、避難の遅れによる被災が多数発生しました。

今回の改定では、これをシンプルに分かりやすくし、レベル3は「高齢者等避難」、レベル4は「避難指示」となり、「避難勧告」は廃止されました。

レベル5は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。

もし、レベル4「避難指示」が発令されたら、すぐに危険な場所から全員避難する必要があります。

令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	災害発生情報 (発生を確報したときに発令)
4	避難指示※2 高齢者等避難※3 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	避難準備・ 高齢者等避難開始 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ適切な行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

内閣府HPより

ただし、鉄筋コンクリート造等（頑丈な建物）の庁舎等で、浸水想定より上の階がある場合は、避難所等に避難するより、上の階へ避難（垂直避難）するほうが安全な場合もありますので、自治体のハザードマップを確認のうえ、避難指示が出た場合の行動を決めておきましょう。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報	氾濫発生情報	5相当	
<警戒レベル4までに必ず避難！>						
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報	高潮特別警報	極めて危険 氾濫危険情報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	高潮警報 高潮に切り替える可能性が高い注意報	非常に危険 警戒(警報級) 氾濫警戒情報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮注意報	注意(注意報級) 氾濫注意情報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)			

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(氾濫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「極めて危険」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の範囲に活用することが考えられます。

気象庁HPより

■施設を管理する上で大雨に留意すべきこと

大雨による浸水被害等を防止するため、気象庁の「キキクル」(危険度分布)の通知サービス等で情報収集を行うとともに、以下のような対応が必要となります。

<雨が降り出す前に対応が必要な主な事項>

- ・屋上、庇のルーフトレインの堆積物の除去(雨漏りの防止)
- ・雨水枡、排水溝の堆積物の除去(排水不良による敷地の浸水防止)
- ・必要に応じて防水板、土のう等を準備(特に地下階の浸水に注意)



屋上ルーフトレイン(排水口)
【このように水が溜まる前に堆積物の除去を】

<日常的な対応が必要な主な事項>

- ・排水不良による水たまりができていないかの確認
- ・雨樋、支持金物等に著しいぐらつきが無いかの確認
- ・屋根の防水層や押さえコンクリート等に著しい浮きや亀裂等の損傷が無いかの確認
- ・屋根及び伸縮目地部分に土砂が堆積、又は雑草が繁茂し防水、排水の機能を損なうおそれはないかの確認

・気象庁「キキクル」通知サービス URL : https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/ame_push.html

「公共建築相談窓口」について

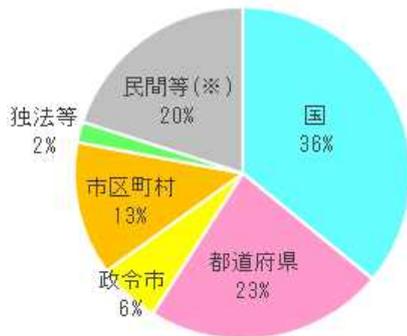
～ お気軽にお問い合わせください ～

東北地方整備局では、国等の機関、地方公共団体、建設業界の方、その他広く一般の方々から、公共建築における設計・工事の発注、各段階のマネジメント業務、老朽化対策、官庁営繕に関する技術基準の運用等、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため公共建築相談窓口を設置しています。

令和2年度は全国で1,858件の相談がありました。相談者の内訳は、国、都道府県、政令市及び市区町村のほか、民間等からも数多く相談が寄せられています。

主な相談内容は「官庁施設の設計業務等積算基準等の内容」や「公共建築工事標準仕様書等の内容」など設計や工事監理に関する相談、「積算関連基準の内容」や「共通費の算定」など積算に関する相談が増加したほか、「週休2日促進工事」や「予定価格の適正な設定」など働き方改革関連の相談も寄せられています。

これからも、公共建築に関する技術的なご相談について、幅広くお答えいたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。



※民間等：民間発注者、設計事務所、建設業者等

図1 相談者の内訳

相談内容	件数	割合
企画・予算措置	205	11.0%
発注・実施	1,038	55.9%
設計	228	12.3%
積算	469	25.2%
入札契約手続き	130	7.0%
工事監理	211	11.4%
保全	327	17.6%
その他	288	15.5%
合計	1,858	100%

図2 相談件数及び内容

<総合窓口>

- 東北地方整備局営繕部計画課（担当地区：東北6県）
〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）8階
TEL 022-225-2171（内線5153）（担当者：課長補佐） / FAX 022-262-0217
E-mail thr-82keikaku@mlit.go.jp

<公共建築相談窓口>

- 東北地方整備局営繕部保全指導・監督室（担当地区：宮城県、山形県、福島県）
〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎（B棟）8階
TEL 022-225-2171（内線5513）（担当者：室長補佐） / FAX 022-268-7833
E-mail thr-82kantoku@mlit.go.jp
- 盛岡営繕事務所（担当地区：青森県、岩手県、秋田県）
〒020-0023 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎 5階
TEL 019-651-2015（担当者：技術課） / FAX 019-605-8115
E-mail thr-moriei@mlit.go.jp

営繕とうほく編集室

〒980-8602
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
東北地方整備局 営繕部 計画課内
TEL 022-225-2171（代表）
E-mail: thr-82keikaku@mlit.go.jp

ホームページアドレス

- 東北地方整備局 <http://www.thr.mlit.go.jp/>
- 盛岡営繕事務所 <http://www.thr.mlit.go.jp/moriei>

「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます